

新（平成28年2月24日農林水産省告示第489号）		旧	
<p>（定義） 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>（定義） 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>	
用語	定義	用語	定義
（略）		（略）	
たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、たけのこ（もうそうちく（ <u>Phyllostachys pubescens Mazel</u> ）の生鮮なたけのこをいう。以下同じ。）で、節間が短く、かつ、形状が全形等のものを内容積が9 L未満の缶又は瓶に詰めたものをいう。	たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、たけのこ（もうそうちく（ <u>Phyllostachys Pubescens Mazel</u> ）の生鮮なたけのこをいう。以下同じ。）で、節間が短く、かつ、形状が全形等のものを内容積が9 L未満の缶又は瓶に詰めたものをいう。
（略）		（略）	
アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、アスパラガス（ <u>Asparagus officinalis L.</u> に属する品種の生鮮な又は凍結させたどん茎をいう。以下同じ。）で、形状がロングスパイア一等のものを詰めたものをいう。	アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、アスパラガス（ <u>Asparagus officinalis L.</u> に属する品種の生鮮な又は冷凍したどん茎をいう。以下同じ。）で、形状がロングスパイア一等のものを詰めたものをいう。
スイートコーン缶詰又はスイートコーン瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、スイートコーン（ <u>Zea mays L.</u> に属する品種の生鮮な若しくは凍結させた果粒又はこれらをクリーム状としたものをいう。以下同じ。）を詰めたものをいう。	スイートコーン缶詰又はスイートコーン瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、スイートコーン（ <u>Zea Mays L.</u> に属する品種の生鮮な若しくは冷凍した果粒又はこれらをクリーム状としたものをいう。以下同じ。）を詰めたものをいう。
グリーンピース缶詰又はグリーンピース瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、えんどう（ <u>Pisum sativum L.</u> （ <u>Macrorarpum</u> 亜種を除く。）の生鮮な若しくは凍結させた種実又はその完熟種実を乾燥したものを水で戻したものをいう。以下同じ。）を詰めたものをいう。	グリーンピース缶詰又はグリーンピース瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、えんどう（ <u>Pisum sativum L.</u> （ <u>Macrorarpum</u> 亜種を除く。）の生鮮な若しくは冷凍した種実又はその完熟種実を乾燥したものを水で戻したものをいう。以下同じ。）を詰めたものをいう。
（略）		（略）	
えのきたけ缶詰又はえのきたけ瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、えのきたけ（ <u>Flammlina veltipes Sing</u> の生鮮な子実体をいう。以下同じ。）で、石付部を除去したものを詰めたものをいう。	えのきたけ缶詰又はえのきたけ瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、えのきたけ（ <u>Flammlina Veltipes Sing</u> の生鮮な子実体をいう。以下同じ。）で、石付部を除去したものを詰めたものをいう。
なめこ缶詰又はなめこ瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、なめこ（ <u>Pholiota nameko S. ITO et IMAI</u> の生鮮な子実体をいう。以下同じ。）で、石付部を除去したものを詰めたものをいう。	なめこ缶詰又はなめこ瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、なめこ（ <u>Pholiota Nameko S. ITO et IMAI</u> の生鮮な子実体をいう。以下同じ。）で、石付部を除去したものを詰めたものをいう。
（略）		（略）	
もも缶詰又はもも瓶詰	次に掲げるものをいう。 1 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、もも（ <u>Prunus persica L.</u> に属する核果類（ネクタリン種を除く。）の完熟した果実をいう。以下同じ。）の2つ割り等の形状の果肉を詰めたもの 2 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、ももの果皮を除去した全形のものを詰めたもの	もも缶詰又はもも瓶詰	次に掲げるものをいう。 1 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、もも（ <u>Prunus Persica L.</u> に属する核果類（ネクタリン種を除く。）の完熟した果実をいう。以下同じ。）の2つ割り等の形状の果肉を詰めたもの 2 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、ももの果皮を除去した全形のものを詰めたもの
なし缶詰又はなし瓶詰	次に掲げるものをいう。	なし缶詰又はなし瓶詰	次に掲げるものをいう。

	<p>1 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、洋なし (<u>Pyrus communis L.</u> 又は <u>Pyrus sinensis L.</u> に属する仁果類の完熟した果実をいう。以下同じ。) 及び和なし (<u>Pyrus serotina Rehder</u> に属する仁果類の完熟した果実をいう。以下同じ。) の2つ割り等の形状の果肉を詰めたもの</p> <p>2 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、洋なし及び和なしの果皮を除去し、又は除去しない全形のもを詰めたもの</p>
パイナップル缶詰又はパイナップル瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、パイナップル ( <u>Ananas comosus</u> に属する完熟した果実をいう。以下同じ。) の全形又は輪切り等の形状の果肉を詰めたものをいう。
くり缶詰又はくり瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、くり ( <u>Castanea crenata Sieb et Zucc.</u> 又は <u>Castanea sativa MILLER</u> に属する完熟した果実をいう。以下同じ。) の外皮を除去したものを詰めたものをいう。
(略)	

	<p>1 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、洋なし (<u>Pyrus commuis L.</u> 又は <u>Pyrus sinensis L.</u> に属する仁果類の完熟した果実をいう。以下同じ。) 及び和なし (<u>Pyrus serotina Rehder</u> に属する仁果類の完熟した果実をいう。以下同じ。) の2つ割り等の形状の果肉を詰めたもの</p> <p>2 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、洋なし及び和なしの果皮を除去し、又は除去しない全形のもを詰めたもの</p>
パイナップル缶詰又はパイナップル瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、パイナップル ( <u>Ananas Comosus</u> に属する完熟した果実をいう。以下同じ。) の全形又は輪切り等の形状の果肉を詰めたものをいう。
くり缶詰又はくり瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、くり ( <u>Castanea sativa sieb et Zucc.</u> 又は <u>Castanea sativa MILLER</u> に属する完熟した果実をいう。以下同じ。) の外皮を除去したものを詰めたものをいう。
(略)	

(たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰の規格)

第3条 たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰 (全形、2つ割り及び薄切りに限る。) の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準		
	特 級	上 級	標 準
(略)			
原材料	(略)		
添加物	(略)		
(略)			

(たけのこ大型缶詰の規格)

第4条 たけのこ大型缶詰 (全形、2つ割り、傷 (たけのこの全形で、欠損しているものをいう。以下同じ。))、先 (たけのこの全形を横に切断したもののうち、先端部のものをいう。以下同じ。))、切 (たけのこの全形を切断したもので、2つ割り及び先以外のものをいう。以下同じ。)) 及び筒 (たけのこの皮及び根元の硬い部分を除去したもので、節間が著しく長いものをいう。以下同じ。)) に限る。) の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準		
	特 級	上 級	標 準
品 質	(略)		
	原材料	(略)	
	添加物	(略)	
	(略)		
表示	表示事項	食品表示基準 (平成27年内閣府令第10号) の規定 (名称、保存の方法、賞味期限、原材料名、添加物、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所)	

(たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰の規格)

第3条 たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰 (全形、2つ割り及び薄切りに限る。) の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準		
	特 級	上 級	標 準
(略)			
原 材 料	食品添加物以外の原材料	(略)	
	食品添加物	(略)	
(略)			

(たけのこ大型缶詰の規格)

第4条 たけのこ大型缶詰 (全形、2つ割り、傷 (たけのこの全形で、欠損しているものをいう。以下同じ。))、先 (たけのこの全形を横に切断したもののうち、先端部のものをいう。以下同じ。))、切 (たけのこの全形を切断したもので、2つ割り及び先以外のものをいう。以下同じ。)) 及び筒 (たけのこの皮及び根元の硬い部分を除去したもので、節間が著しく長いものをいう。以下同じ。)) に限る。) の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準		
	特 級	上 級	標 準
品 質	(略)		
	原 材 料	食品添加物以外の原材料	(略)
	料	食品添加物	(略)
	(略)		
表示	表示事項	1 次の事項を表示してあること。	

	<p>並びに原産国名については、<u>食品表示基準第10条第1項前段（義務表示の対象から除かれる販売形態に係る部分に限る。）及び第11条第1項に従うほか、次の事項を表示してあること。</u></p> <p>[削る。]</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>[削る。]</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>(6) <u>使用上の注意（内面塗装缶以外を使用した缶詰の場合に限る。）</u></p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p>		<p>(1) <u>名称</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>原材料名</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>賞味期限</u></p> <p>(9) <u>保存方法</u></p> <p>(10) <u>製造業者、輸入業者又は販売業者（以下「製造業者等」という。）の氏名又は名称及び住所</u></p> <p>[新設]</p> <p>2 <u>内面塗装缶以外を使用した缶詰にあつては、1に規定するもののほか、使用上の注意を表示してあること。</u></p> <p>3 <u>輸入品にあつては、1に掲げるもののほか、原産国名とする。</u></p>
表示の方法	<p><u>食品表示基準の規定に従うほか、名称、形状、大きさ、内容個数、原材料名、固形量、内容総量及び使用上の注意の表示は、次に規定する方法により行われていること。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>原材料名</u>  <u>使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「たけのこ」、「食塩」とその最も一般的な名称をもって記載すること。</u></p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>[削る。]</p>	表示の方法	<p>1 <u>表示事項の項の1の(1)から(10)までに掲げる事項及び同項の2の使用上の注意の表示は、次に規定する方法により行われていること。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>原材料名</u>  <u>使用した原材料を、ア及びイの区分により、次に定めるところにより記載すること。</u></p> <p>ア <u>食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、「たけのこ」、「食塩」とその最も一般的な名称をもって記載すること。</u></p> <p>イ <u>食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第3条第1項及び第3項の表の添加物の項の下欄の規定に従い記載すること。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) <u>賞味期限</u>  <u>賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。）を、次に定めるところにより記載すること。</u></p> <p>ア <u>次の例のいずれかにより記載すること。</u></p>

	<p>[削る。]</p> <p>(7) (略) [削る。]</p> <p>[削る。]</p>			<p>(7) <u>平成13年9月</u></p> <p>(イ) <u>13. 9</u></p> <p>(ウ) <u>2001. 9</u></p> <p>(エ) <u>01. 9</u></p> <p>(オ) <u>1309</u></p> <p>(カ) <u>0109</u></p> <p><u>イ アの規定にかかわらず、次の例のいずれかにより記載することができる。</u></p> <p>(7) <u>平成13年9月1日</u></p> <p>(イ) <u>13. 9. 1</u></p> <p>(ウ) <u>2001. 9. 1</u></p> <p>(エ) <u>01. 9. 1</u></p> <p>(オ) <u>130901</u></p> <p>(カ) <u>010901</u></p> <p>(8) <u>保存方法</u> <u>製品の特性に従って、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「常温で保存すること」等と記載すること。ただし、常温で保存するものにあつては、常温で保存する旨を省略することができる。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) <u>製造業者等の氏名又は名称及び住所</u> <u>製造業者等のうち表示内容に責任を有するものの氏名又は名称及び住所を記載すること。</u></p> <p>2 <u>表示事項の項に規定する事項の表示は、次に定めるところにより、缶の胴部又は送り状にしてあること。</u></p> <p>(1) <u>表示は、別記様式により行うこと。ただし、表示事項を別記様式による表示と同等程度に分かりやすく表示する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。</u></p> <p>(3) <u>表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305(1962)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。</u></p>
表示の方式等	<p><u>食品表示基準の規定に従うほか、次に定めるところにより、缶の胴部又は送り状に表示してあること。</u></p> <p>(1) <u>別記様式により行うこと。ただし、表示事項が別記様式による表示と同等程度に分かりやすく表示される場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。</u></p> <p>(3) <u>表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305(1962)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの文字とすること。</u></p>	[新設]	[新設]	[新設]

表示禁止事項	食品表示基準の規定に従うほか、表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾しない用語を表示していないこと。 [削る。]  [削る。]
--------	---

表示禁止事項	次に掲げる事項は、これを表示していないこと。  (1) 表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾しない用語 (2) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示
--------	---

(アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰の規格)

第5条 アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰（ロングスパイア、スパイア及びチップに限る。）の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 アスパラガス 2 食塩 3 砂糖類
添加物	第3条の規格の添加物と同じ。
(略)	

(アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰の規格)

第5条 アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰（ロングスパイア、スパイア及びチップに限る。）の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
(略)		
原材料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 アスパラガス 2 食塩 3 砂糖類
	食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。
(略)		

(スイートコーン缶詰又はスイートコーン瓶詰の規格)

第6条 スイートコーン缶詰又はスイートコーン瓶詰（ホールカーネル及びクリームスタイルに限る。）の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 スイートコーン 2 砂糖類 3 でん粉（クリームスタイルに限る。） 4 食塩
添加物	第3条の規格の添加物と同じ。
(略)	

(スイートコーン缶詰又はスイートコーン瓶詰の規格)

第6条 スイートコーン缶詰又はスイートコーン瓶詰（ホールカーネル及びクリームスタイルに限る。）の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
(略)		
原材料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 スイートコーン 2 砂糖類 3 でん粉（クリームスタイルに限る。） 4 食塩
	食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。
(略)		

(グリーンピース缶詰又はグリーンピース瓶詰の規格)

第7条 グリーンピース缶詰又はグリーンピース瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 えんどう 2 食塩
添加物	第3条の規格の添加物と同じ。
(略)	

(グリーンピース缶詰又はグリーンピース瓶詰の規格)

第7条 グリーンピース缶詰又はグリーンピース瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
(略)		
原材料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 えんどう 2 食塩
	食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。
(略)		

(あずき缶詰又はあずき瓶詰の規格)

第8条 あずき缶詰又はあずき瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 小豆 2 砂糖類 3 食塩 4 小麦粉 5 ゼラチン 6 でん粉
添加物	第3条の規格の添加物と同じ。
(略)	

(大豆缶詰又は大豆瓶詰の規格)

第9条 大豆缶詰又は大豆瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 大豆 2 調味料 食塩、砂糖類、しょうゆ、動植物の抽出濃縮物、酵母エキス、食酢、みりん、酒、たん白加水分解物その他調味料として使用するもの 3 香辛料 4 クリームソース等の調味液
添加物	第3条の規格の添加物と同じ。
(略)	

(マッシュルーム缶詰又はマッシュルーム瓶詰の規格)

第10条 マッシュルーム缶詰又はマッシュルーム瓶詰（ホール、ボタン、薄切り及び不定形に限る。）の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 マッシュルーム 2 食塩
添加物	第3条の規格の添加物と同じ。
(略)	

(あずき缶詰又はあずき瓶詰の規格)

第8条 あずき缶詰又はあずき瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原材料	食品添加物以外の原材料 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 小豆 2 砂糖類 3 食塩 4 小麦粉 5 ゼラチン 6 でん粉
	食品添加物 第3条の規格の食品添加物と同じ。
(略)	

(大豆缶詰又は大豆瓶詰の規格)

第9条 大豆缶詰又は大豆瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原材料	食品添加物以外の原材料 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 大豆 2 調味料 食塩、砂糖類、しょうゆ、動植物の抽出濃縮物、酵母エキス、食酢、みりん、酒、たん白加水分解物その他調味料として使用するもの 3 香辛料 4 クリームソース等の調味液
	食品添加物 第3条の規格の食品添加物と同じ。
(略)	

(マッシュルーム缶詰又はマッシュルーム瓶詰の規格)

第10条 マッシュルーム缶詰又はマッシュルーム瓶詰（ホール、ボタン、薄切り及び不定形に限る。）の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原材料	食品添加物以外の原材料 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 マッシュルーム 2 食塩
	食品添加物 第3条の規格の食品添加物と同じ。
(略)	

(えのきたけ缶詰又はえのきたけ瓶詰の規格)

第11条 えのきたけ缶詰又はえのきたけ瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 えのきたけ 2 調味料 食塩、砂糖類、しょうゆ、動植物の抽出濃縮物、酵母エキス、食酢、みりん、酒、たん白加水分解物その他調味料として使用するもの 3 香辛料 4 クリームソース等の調味液
添加物	第3条の規格の添加物と同じ。
(略)	

(なめこ缶詰又はなめこ瓶詰の規格)

第12条 なめこ缶詰又はなめこ瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 なめこ 2 食塩
添加物	第3条の規格の添加物と同じ。
(略)	

(みかん缶詰又はみかん瓶詰の規格)

第13条 みかん缶詰又はみかん瓶詰（全形、全果粒及び身割れに限る。）の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 みかん 2 果実の搾汁 3 砂糖類
添加物	第3条の規格の添加物と同じ。
(略)	

(もも缶詰又はもも瓶詰の規格)

第14条 もも缶詰又はもも瓶詰（2つ割り、4つ割り、薄切り及び立方形に限る。）の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
-----	-----

(えのきたけ缶詰又はえのきたけ瓶詰の規格)

第11条 えのきたけ缶詰又はえのきたけ瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
(略)		
原材料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 えのきたけ 2 調味料 食塩、砂糖類、しょうゆ、動植物の抽出濃縮物、酵母エキス、食酢、みりん、酒、たん白加水分解物その他調味料として使用するもの 3 香辛料 4 クリームソース等の調味液
	食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。
(略)		

(なめこ缶詰又はなめこ瓶詰の規格)

第12条 なめこ缶詰又はなめこ瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
(略)		
原材料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 なめこ 2 食塩
	食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。
(略)		

(みかん缶詰又はみかん瓶詰の規格)

第13条 みかん缶詰又はみかん瓶詰（全形、全果粒及び身割れに限る。）の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
(略)		
原材料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 みかん 2 果実の搾汁 3 砂糖類
	食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。
(略)		

(もも缶詰又はもも瓶詰の規格)

第14条 もも缶詰又はもも瓶詰（2つ割り、4つ割り、薄切り及び立方形に限る。）の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
-----	-----

上 級 標 準	
(略)	
原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 もも 2 果実の搾汁 3 砂糖類
添加物	第3条の規格の添加物と同じ。
(略)	

(なし缶詰又はなし瓶詰の規格)

第15条 なし缶詰又はなし瓶詰（2つ割り、4つ割り、薄切り及び立方形に限る。）の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	上 級	標 準
(略)		
原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 洋なし及び和なし 2 果実の搾汁 3 砂糖類	
添加物	第3条の規格の添加物と同じ。	
(略)		

(パイナップル缶詰又はパイナップル瓶詰の規格)

第16条 パイナップル缶詰又はパイナップル瓶詰（全形、2つ割り、4つ割り、輪切り、くさび形、縦割り、角柱形、立方形、身割れ及び小片に限る。）の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	(略)	
原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 パイナップル 2 果実の搾汁 3 砂糖類	
添加物	第3条の規格の添加物と同じ。	
(略)		

(くり缶詰又はくり瓶詰の規格)

第17条 くり缶詰又はくり瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	(略)	
原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 くり	

上 級 標 準		
(略)		
原材料	食品添加物以外の	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
	原材料	1 もも 2 果実の搾汁 3 砂糖類
	食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。
(略)		

(なし缶詰又はなし瓶詰の規格)

第15条 なし缶詰又はなし瓶詰（2つ割り、4つ割り、薄切り及び立方形に限る。）の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	上 級	標 準
(略)		
原材料	食品添加物以外の	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
	原材料	1 洋なし及び和なし 2 果実の搾汁 3 砂糖類
	食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。
(略)		

(パイナップル缶詰又はパイナップル瓶詰の規格)

第16条 パイナップル缶詰又はパイナップル瓶詰（全形、2つ割り、4つ割り、輪切り、くさび形、縦割り、角柱形、立方形、身割れ及び小片に限る。）の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	(略)	
原材料	食品添加物以外の	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
	原材料	1 パイナップル 2 果実の搾汁 3 砂糖類
	食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。
(略)		

(くり缶詰又はくり瓶詰の規格)

第17条 くり缶詰又はくり瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	(略)	
原材料	食品添加物以外の	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 くり



	2 砂糖類
添加物 (略)	第3条の規格の添加物と同じ。

(第3条から第17条までに掲げる規格のいずれかに該当する農産物缶詰又は農産物瓶詰以外の1種類の農産物を詰めた缶詰又は瓶詰の規格)

第18条 第3条から第17条までに掲げる規格のいずれかに該当する農産物缶詰又は農産物瓶詰以外の1種類の農産物を詰めた缶詰又は瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 農産物 (たけのこ、アスパラガス、スイートコーン、えんどう、あずき、大豆、マッシュルーム、えのきたけ、なめこ、みかん、もも、なし、パイナップル及びびくりを除く。) 2 果実の搾汁 (果実を詰めたものに使用する場合に限る。) 3 砂糖類 4 調味料 食塩、しょうゆ、動植物の抽出濃縮物、酵母エキス、食酢、みりん、酒、たん白加水分解物その他調味料として使用するもの 5 香辛料 6 クリームソース等の調味液 (果実以外のものを詰めたものに使用する場合に限る。)
添加物 (略)	第3条の規格の添加物と同じ。

(フルーツみつ豆を詰めたもの以外の混合農産物缶詰又は混合農産物瓶詰の規格)

第19条 フルーツみつ豆を詰めたもの以外の混合農産物缶詰又は混合農産物瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 農産物 2 果実の搾汁 (果実を詰めたものに使用する場合に限る。) 3 調味料 砂糖類、しょうゆ、動植物の抽出濃縮物、酵母エキス、食酢、みりん、酒、たん白加水分解物その他調味料として使用するもの 4 食塩 (果実以外のものを詰めたものに使用する場合に限る。) 5 香辛料 (果実以外のものを詰めたものに使用する場合に限る。) 6 クリームソース等の調味液 (果実以外のものを詰めたものに使用する)

料	2 砂糖類
食品添加物 (略)	第3条の規格の食品添加物と同じ。

(第3条から第17条までに掲げる規格のいずれかに該当する農産物缶詰又は農産物瓶詰以外の1種類の農産物を詰めた缶詰又は瓶詰の規格)

第18条 第3条から第17条までに掲げる規格のいずれかに該当する農産物缶詰又は農産物瓶詰以外の1種類の農産物を詰めた缶詰又は瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原材料 食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 農産物 (たけのこ、アスパラガス、スイートコーン、えんどう、あずき、大豆、マッシュルーム、えのきたけ、なめこ、みかん、もも、なし、パイナップル及びびくりを除く。) 2 果実の搾汁 (果実を詰めたものに使用する場合に限る。) 3 砂糖類 4 調味料 食塩、しょうゆ、動植物の抽出濃縮物、酵母エキス、食酢、みりん、酒、たん白加水分解物その他調味料として使用するもの 5 香辛料 6 クリームソース等の調味液 (果実以外のものを詰めたものに使用する場合に限る。)
食品添加物 (略)	第3条の規格の食品添加物と同じ。

(フルーツみつ豆を詰めたもの以外の混合農産物缶詰又は混合農産物瓶詰の規格)

第19条 フルーツみつ豆を詰めたもの以外の混合農産物缶詰又は混合農産物瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原材料 食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 農産物 2 果実の搾汁 (果実を詰めたものに使用する場合に限る。) 3 調味料 砂糖類、しょうゆ、動植物の抽出濃縮物、酵母エキス、食酢、みりん、酒、たん白加水分解物その他調味料として使用するもの 4 食塩 (果実以外のものを詰めたものに使用する場合に限る。) 5 香辛料 (果実以外のものを詰めたものに使用する場合に限る。) 6 クリームソース等の調味液 (果実以外のものを詰めたものに使用する)

	る場合に限る。)
添加物	第3条の規格の添加物と同じ。
(略)	

(フルーツみつ豆缶詰又はフルーツみつ豆瓶詰の規格)

第20条 フルーツみつ豆缶詰又はフルーツみつ豆瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	上 級	標 準
(略)		
原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 寒天 2 果実 3 赤えんどう 4 砂糖類 5 蜂蜜	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 寒天 2 果実 3 赤えんどう 4 砂糖類 5 蜂蜜 6 グルコマンナン
添加物	第3条の規格の添加物と同じ。	
(略)		

(測定方法)

第21条 (略)

別表1～3 (略)

別記様式(第4条関係)

名 称
形 状
大 き さ
内 容 個 数
原 材 料 名
添 加 物
固 形 量
内 容 総 量
賞 味 期 限
保 存 方 法
使用上の注意
原 産 国 名
製 造 者

	る場合に限る。)
食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。
(略)	

(フルーツみつ豆缶詰又はフルーツみつ豆瓶詰の規格)

第20条 フルーツみつ豆缶詰又はフルーツみつ豆瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準		
	上 級	標 準	
(略)			
原材料	食品添加物以外の	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
	原材料	1 寒天 2 果実 3 赤えんどう 4 砂糖類 5 蜂蜜	1 寒天 2 果実 3 赤えんどう 4 砂糖類 5 蜂蜜 6 グルコマンナン
食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。		
(略)			

(測定方法)

第21条 (略)

別表1～3 (略)

別記様式(第4条関係)

名 称
形 状
大 き さ
内 容 個 数
原 材 料 名
[新設]
固 形 量
内 容 総 量
賞 味 期 限
保 存 方 法
使用上の注意
原 産 国 名
製 造 者

備考

1・2 (略)

3 添加物については、事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。

4～6 (略)

7 食品関連事業者が、販売業者、加工業者又は輸入業者である場合にあつては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」、「加工者」又は「輸入者」とすること。

8～10 (略)

11 その他法令により表示すべき事項及び消費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内に記載することができる。

備考

1・2 (略)

[新設]

3～5 (略)

6 表示内容に責任を有する者が販売業者又は輸入業者である場合にあつては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」又は「輸入者」とすること。

7～9 (略)

10 他の法令により表示すべき事項は、枠内に記載することができる。